

郷土室だより

中央区の「みち」

(その5)

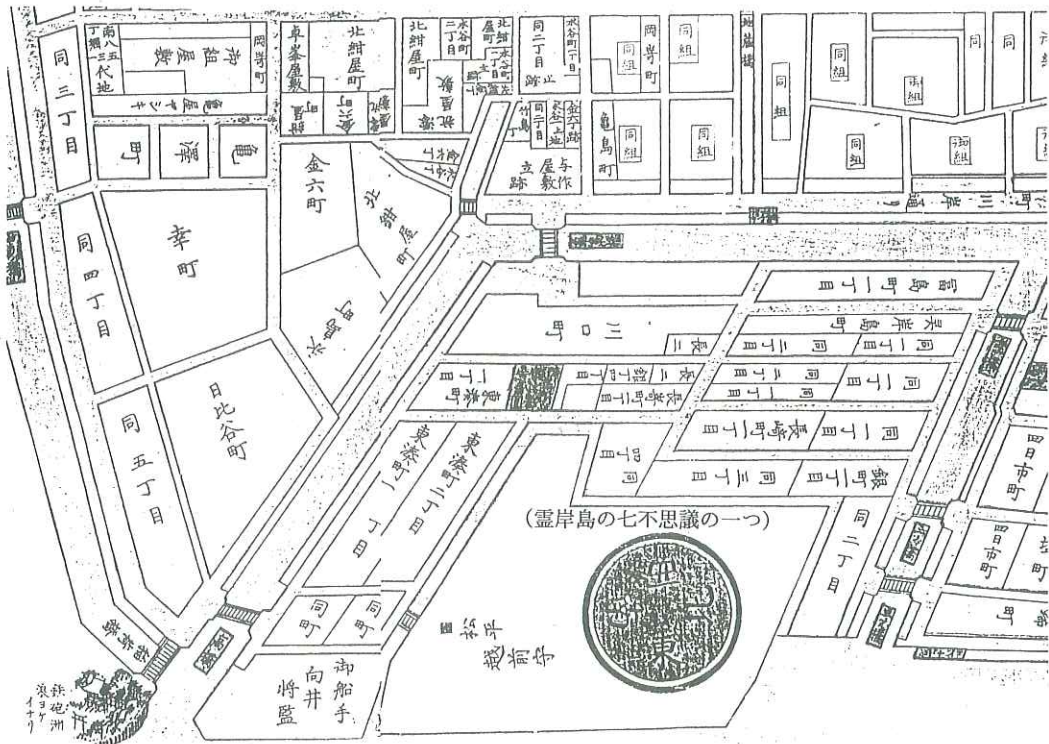
◇犯罪の「いちば」

この中番屋について、随分念をいれて実態がわかる史料をさがしたのですが、いまのところはまだ見付けていません。

ですからまだ確かな事はいえませんが、これも国会図書館のマイクログラ化された資料の中に、八町堀に「紐付きの市場」が開かれていたことを物語る記録が、南北町奉行の与力の連名の文書の形で残されているものがあります。

これは江戸時代の街道や旅行の研究家であり、最近は岡本綺堂が創作した「半七捕物帳」の半七について『半七は実在した』およびその姉妹篇である『江戸っ子の春夏秋冬』（ともに河出書房新社）の著者の今井金吾氏の御教示による史料で、タイトルは『手先之もの共於市中不正之取計致候趣風聞書』、筆者は南北改正係の中村次郎八と佐久間健三郎二人のものです。

中村は「文久元年（一八六一）町奉行与力同心名一覽」によると、北町奉行所二番組与力で御詮議役、市中取締諸色調掛、諸問屋組合再興掛、神奈川表取締掛などを兼務するという要職にありました。



八町堀靈岸島日本橋南之絵図（尾張屋板）の一部

南町奉行所の佐久間健三郎は後出の「与力・同心の役徳」の項に出てくる佐久間長敬で、当時は南町奉行所の五番組与力、御詮議役、外国掛を兼務していました。

この二人の作成した風聞書の内容の要点を紹介すると「手先」つまり与力・同心の非公式の部下である、例えば捕物帳の主人公の名でいえば、三河町の半七、明神下の銭形平次、神田のお祭り佐七といった目明しの親分たちの「不正行為」でした。

どんな「不正」とかというところ、こうした親分たちが毎日のように八町堀付近に寄り合って、各自が「縄付き」にした容疑者の処分を売買していたことを指します。

つまり各町の自身番屋から大番屋に連行して、予審調書を作るのとは別に、八町堀地区の民間人の経営する茶屋や、あるいはこの中番屋で、「縄付き」またはその前の段階の容疑者を目明かしの親分同士で交換したり売買していたことの情報が、この「風聞書」でした。

このような「市場」が成立する理由は、例えば南高輪を縄張りにした親分が、日本橋で容疑者を捕えて「縄付き」にしても、交通不便の当時はその「縄付き」を八町堀近辺の親分に売りつけるといった行為が結構あったことを推

察させます。また目明し連中が証拠不十分な者をやたらに「縄付き」にして、連座しそうな範囲の人々や「町」をおどかして、内済のための金品をセビルことを含めた取引でもありました。このような大番屋での「内済」の前の段階の、いわば内済のさらに非公式な内済手段として、ある刑事事件を表沙汰にしないで、金で解決する場合、いくら必要かという見積りによって相場ができ、それをめぐって「縄付き」だけでなく犯罪そのものが売買の対象になりました。現在ではおおよそ考えられないような事柄ですが、江戸期の連座制の影響はこうした状況を、事もなげに出現させていたのです。

そうした意味では町奉行所の与力・同心を頂点とする、江戸全市の町役人（家主連合）と、目明かしの親分たちは非公式に犯罪を処理する巨大な機関を構成していたといえます。

◇与力・同心の役徳

この辺の事情がよくわかるものに「江戸町奉行事蹟問答」佐久間長敬著（校注 南和男 人物往来社 昭和四二年刊）という本があります。

著者は前に紹介したように、幕末の南町奉行所に与力として勤務し、明治

維新の際に町奉行所の実質的な責任者として、新政府にその組織から職員一切を取りまどめて、市政裁判所として移管させるという大役を果たしました。そして自らも新政府の司法官として引き続き、「町奉行所」改め市政裁判所に勤務した人です。

この人が旧幕時代の町奉行所の事柄を問答体でまとめたのが、ここに紹介する書物なのです。全篇すべて興味深い事柄ばかりなのですが、本題の「役徳」に絞ってみますとつぎのようなことになります。

問 「与力の」役徳の外に不正の役徳は如何（傍点は引用者）

答 其一「様々の名を以、御三家并諸大名より扶持米を受けるなり」。

其二「大名の依頼で「町人との間の」金銀貸借の周旋にて」、「双方より相当の礼金を得るなり」。

其三「諸藩の国産品の江戸蔵屋敷での「入札払」の際、特定業者を指名し、その業者と藩邸双方から礼金を受け取る事」。

といった具合に、江戸市中の金融状況と流通状況の中核で、現在でいう賄賂を堂々と取っていたことがわかります。

問 同心役徳は如何に

答 「役徳の多きは探索捕亡の三廻り役」が第一。三廻り（隠密廻・定廻・臨時廻）の如きは町人の内重立候ものは多く依頼し、居宅へも招き、奉公人の「取締りを」頼み（中略）「種々の事件を認出悪徒の召捕事も多く御用弁のものとなり、随分役徳多きものなり」

問 同心役徳の外に不正の役徳をとるや

答 其一 与力と同様、大名から扶持を受けること

其二 「岡引目明しを遣い、捕亡探索を命じ法律を犯すものより、袖の下を受くることあり」

第三「遊廓にて遣ひ高多き若者などを捕、自身番屋に連来り、金の出道を糺すなり。其者不正はなけれども、親懸り又は主人持なれば甚恐縮して、様々に袖の下を送り、放免を乞ふなり。然る時これを放免するなり」

第四「役徳を以、人々の内事に干渉して、周旋料を得ること」

第五「市中にて侍・小ものなど酒犯の上にて立ち騒ぎたるものを取押へ、自身番屋へ預け置、酔醒の後は恐入内分の処置の乞ふものを許し、謝礼を受くることなり」

（以上「内は原文のまま」）

こういった「役徳」と「不正な役徳」

が、八丁堀を中心にお上から黙認されながら渦巻いていたのです。

◇辻番があった銀座

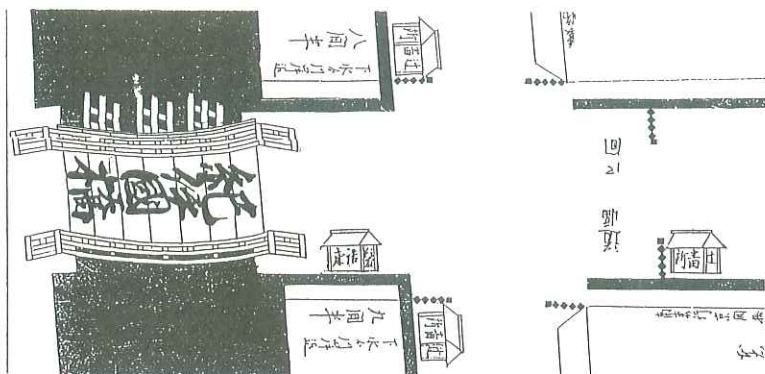
江戸時代は現在のような行政区画という発想はなくて、身分別にその居住地区が定められていました。

最大の都市江戸の場合は、時代にもよりますが、幕末になるとその市街地の約七〇％が江戸城をはじめ大名・旗本たちの居住地区（これを武家地と呼びました）で、約一五％が寺や神社のある寺社地、残りの約一五％が「士農工商」のうちの「工商」の居住地区である町地でした。この町地の大部分が現在の中央区と千代田区の範囲にありました。

そしてこの三つの嚴重な身分別居住区分ごとに、それぞれ独立的な行政組織があつて支配をしていたのです。

このような現在からみると、混然とした市街地のありかたを、具体的に示すものとして、つぎに掲げたような『銀座一〜三丁目絵図』（国会図書館所蔵の沽券図の部分図）の公道上の施設、つまり辻番所と自身番所が並んで書かれた状態を説明しようと思います。

辻番所（以下「辻番」とします）は後に改めて述べるように武家地特有の



辻番があった銀座の絵（銀座一〜三丁目絵図部分）

施設です。その辻番と向いあつて同じ木戸の中に、町地特有の施設である自身番がある銀座という「町」は、これまでの「江戸の常識」でいえば、考えられないような型破りな「町」だったわけですから、つまり銀座は武家地と町地が混在していたのです。

辻番は最初、寛永六年（一六二九）に、幕府が江戸市中の武家地の要所に設置を命じた施設です。

設置の直接の理由は、その当時、市中に横行した辻切りを防止するためでした。

將軍に就任する前の家光も辻切りをやつたという話があるように、この当時の辻切りは物盗り強盗が目的ではなく、刀の切れ味を試すためだったり、度胸をつけるためだったり、武芸鍛練などが主な理由でした。

その上、この理不尽な行動を「戦國の美風」だとはめる連中もいたのですから、わけもなく切られる側になった人々にとっては、大変な迷惑でありまたやり切れないことでした。

この辻切り対策の辻番が出来たという事は、その頃から江戸市中の秩序や治安の維持が、本気で考えられるようになったと見ることが出来ます。

辻番の業務はその警備範囲内での辻切り・喧嘩の制止と、不審尋問による

そうした事件の予防にありました。したがって辻番に勤務する者は、相当強力な武力を持っていることが要求されました。

辻番の維持・管理は多くはその警備範囲の大名・旗本たちが組合をつくり、金品を拠出したたり要員を出動させたりしました。中には一軒の大名が一つ以上の辻番を設置する場合もありました。

初期の辻番要員の多くは、それぞれ腕自慢の若い武士が起用されていましたが、時代がたつに従って形式的なものになっていったようです。

◇豊岸島の七不思議

江戸市中にはある事柄を三・五・七といった数字ごとに数えあげる「風習」がかなりありました。とくに「七不思議」と呼ばれるものは、中央区内には霊岸島七不思議と八丁堀七不思議があり、江戸全体では下町では本所と深川と行徳の各七不思議、山手では番町、麻布、それと新吉原の七不思議と七つを越して八か所にありました。

本題の霊岸島にもどるとその一番目が「辻番あれども戸が開かず」です。

この辻番は松平越前守屋敷のもので元禄十五年（一七〇二）十二月十五日に、赤穂浪士が本所松坂町の吉良邸か

ら高輪泉岳寺に向かう道筋にあるといわれ、そのため幕府から浪士たちの通過した際の事情を問われた時、多分面倒だったためでしょう。「当屋敷には辻番所は無い」と答えたために、その日から戸を開けないようになったという^{ハナシ}はなしです。

この松平越前守屋敷とは徳川家康の次男秀康（二代将軍秀忠は三男）を家祖とする親藩中の親藩で、寛永十一年（一六三四）に造成中の霊岸島を將軍から受領し、十三年に二万七千坪の屋敷地を確定しています。

それが現在の区立越前堀公園を含む新川二丁目の大半を占める範囲でした。ここが越前福井藩（現福井県）の江戸上屋敷だった時代も含めて、海運都市江戸湊の最も中心な場所だったことは、改めていうまでもありません。

念のため幕末の地図を見ますと、この屋敷の周囲は全部が明治以後に町名にもなった「越前堀」で、出入口は表紙の図のように一か所しかありません。ですから当然のことながら道路上の施設としての辻番所は見当たりません。そしてその出入口に通じる公道は、さきの赤穂浪士の道筋とは無関係だったようです。

これ以上の^{ハナシ}せんさくは打ち切りですが、この話の真意は大きな縁高の

親藩なのに、辻番所が一か所もない事を諷刺した「不思議」物語だったといえます。元禄期でこのような状況なので、時代がさらに下り、武家の窮乏化が進むと、たとえば享保八年

（一七二三）二月十三日づけの御触れで、江戸市中の辻番の「請負人」を二人と定めて、その運営を請負わせる方式にしたことが記録されています

（「有徳院実紀」―吉宗の事績録、御触書寛保集成）辻番之部など）。それによるとはぼ現在の中央区内にあった辻番は三五か所、その請負人は牛込白銀町家主の六右衛門だったことがわかります。

それはさておきこのことは享保改革のひとつとして、辻番経営を武家の手から民間に委託する方式――つまり

昭和・平成の「行革」と同じようなことが実施され始めたのです。その後、寛政改革の時もこの辻番請負人に対して同業組合をつくることを町奉行が命じています。（寛政五年―一七九三年六月十八日の町触）。

そして辻番の規定を堅く守る事、奉公人の給金は規定通りに当人に渡すこと、新規加入者があれば調査の上加入を許すこと。このような組合を命じた

のは取締りのためだ、などと申し渡しています（この当時江戸には九組の請

負人のグループがありました）。それにもかかわらず

辻番は生きた親爺の捨て所

という川柳があるように、寛政七年（一七九五）十一月十二日の町奉行から辻番請負人組合への申し渡しでは「老年之番人」を置かないことが挙げられていますが、実際にはあまり効果はなかったようです。

これを現在の状況にあてはめますと、江戸市中の約七〇％を占めた武家地の大部分の辻番所は、町人が経営する「警備会社」のガードマンにゆだねられたわけでした。

もちろん武家の中には頑固に「直営」で辻番を運営し続け、それが嚴重な形で名所になった例もありました。

そうした辻番所の、経営面の紹介はさておき、辻番のある場所は武家地に限られ、読者のおなじみの江戸切絵図には、江戸の全武家地の辻番が必ず記入されているのが普通です。

その辻番が江戸の町地の中心である通り町筋の、しかも、銀座通りの一丁目から三丁目までの公道や、その裏河岸に当たる三十間堀川に面した場所にもあった理由を調べてみました。

◇銀座役所と銀座会所と大判座

銀座とは江戸時代の銀貨の製造工場である銀座会所と、通用銀貨の検査や地金の購入などを扱う銀座役所を総称した組織でした。その経営は幕府の直営ではなく、御用達町人に委託されました。

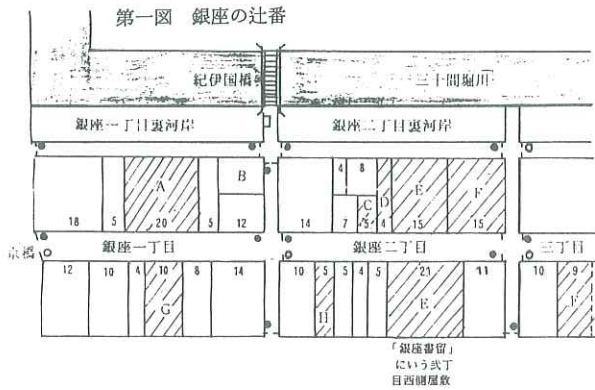
江戸の銀座は慶長十七年（一六一二）駿府（現静岡市）から、今の銀座二丁目を中心とする場所にうつされました。

その一八八八年後の寛政十二年（一八〇〇）に、寛政改革の一つとして銀座はいったん廃止され、すぐに改めて区内の蠣殻町（現在の人形町一丁目）に移されて、明治維新まで続きました。

江戸にきた銀座の御用達町人たちは、はじめは現在の銀座一〜四丁目にかけて拝領屋鋪――將軍から大名・旗本の場合と同じように、土地を与えられて、そこに銀座役所や会所や御用達商人たちの住居をつくったのです。

そしてその一三二二年後になっても、第一図にみるように銀座一〜三丁目には、武家地と同じ性格を持つ銀座関係者の拝領屋鋪があったのです。このことが銀座に辻番と自身番が併存していた理由でした。

くり返すことなのですが、良く知られた江戸の原則的な土地制度も、細か



凡例

- 辻番 ○自身番 □髪結床
- 工 木戸 ▨ 幟領屋敷
- A 後藤四郎兵衛 (大判座・分嗣の役)
- B 本石町庄次郎御上り地
- C・D 銀座座中
- E 銀座役所
- F 大黒屋長左衛門 (大黒常足)
- G 御師本屋常三
- H 石坂検校
- * 各地所の数字は間口間数を示す
- 資料「銀座一丁目・二丁目・三丁目絵図」(国立国会図書館蔵)

第一図「銀座の辻番」の中で紀伊園

◆髪結床

またこの後藤の前のG木屋常三は將軍の刀の研師^{と申し}用達職人です。Hの石坂検校については、いまのところよくわかりません。

く見て行くとこのような原則破りの状況が沢山発見できるのです。
『みち』のシリーズという主題から外れるのですが、第一図について簡単な説明を加えますと、C・D・E・Fの六か所の土地がこの沽券図の書かれた時の「銀座」でした。図の凡例に見るように「銀座座中」、「銀座役所」、「大黒屋長左衛門」の三種類の拝領者名なのですが、その大部分は大黒屋長

左衛門の別称である「御上納銀改役大黒常足」が支配した施設だと見ることができます。
なおAは現在の日本銀行の所にあつた金座の後藤家の本家筋の後藤四郎兵衛の拝領屋敷でした。四郎兵衛家の業務は普通に通用する金貨の小判に対して、全くの儀礼用金貨である大判製造工場の運営を用達していたわけです。銀座の隣りに大判座関係の屋敷があつたという話は、あまり知られていないのでとくにつけ加えておきます。
またこの後藤の前のG木屋常三は將軍の刀の研師^{と申し}用達職人です。Hの石坂検校については、いまのところよくわかりません。

橋の西袂^{とよこ}に髪結床が見えます。これまでに紹介した沽券図の中で、髪結床を書いたものを見ますと、髪結床は圧倒的に大小の橋の袂に描かれています。現在の感覚でいうと理髪店は私企業そのものですが、江戸時代には公道のしかも主要な橋の袂には、必ず設置される公的な施設の一つが髪結床でした。

江戸時代には士農工商のそれぞれの男性は、必ず丁髷^{ちやんげ}を結うことに定められていました。もちろん武士特有の、町人には町人らしい髪型はあつたにしろ、丁髷に共通することは月代を剃ることにありました。

この月代という世界的に見ても非常に特色のある髪型の、発祥・変遷を物語るとなると、『みち』から大きくそれてしまいますので、現象だけを説明しますと、このシリーズの第一回でみた明暦大火後の復興計画と歩調を合わせる形で、^{月代}という風習は都市住民の身分の識別と確認のための手段として制度化されました。

つまり僧侶などの特別な者以外は、士農工商の身分を問わず、成人男性は月代を剃ることを義務づけられたのです。月代とは額^{かぶた}から頭^{かぶ}のてっぺんまでの頭髪を剃り込むことで、テレビの時代劇ではおなじみの髪型です。

武家の月代はその家中の男性が剃り、

もし男手がなければ自分で剃って髪を結うことを躰^{たもと}けられました。

江戸の町人の場合は、寛永十七年(一六四〇)二月、すでに髪結床の鑑札制度が施行され、万治元年(一六五八)八月には、江戸八百八町に各一軒ずつの髪結床の「株」を制定しています。

この制度の意味は、A町に住む町民はすべてA町に株を持つ髪結床で、月代を剃って貰い、丁髷を結んでもらわなければならない事をきめたものです。ですから町民には理髪店を選ぶ自由がなかったのです。

このように独占的な顧客を保証された髪結には、それ相当の義務があつたことはいまでもありません。その第一は「町境・往還(道路)の内、又は橋台、或いは河岸地、広場等」の見守番^{みもりばん}見張番でした。このために図に見るように橋の袂や河岸地の角、町境の広場などには髪結床が必ずあつたのです。そしてこれを髪結仲間では「出床^{でしど}」と呼びました。天保十三年(一八四二)の間屋・株仲間廃止の際の調査では、江戸市中に出床が六六〇か所あつたことが記録されています。

このような見守り番は、同時にそれぞれ髪結床の丁場(縄張り)の町の人々の人数の点検、その健康状態や旅

行中かどうか、また他所者の町内逗留などを、月代を剃ることを通じて見張る役割をも兼ねていました。

刀を二本差した武家の姿で月代を剃らなければ浪人者（町民並み）として扱われ、町民の場合ですと「異様な風貌」のものとして無条件に犯罪者扱いをされたので、髪結床の役目が都市生活上いかに重要なものであったかがわかると思います。

髪結いの第二の役（義務）は、大火の際には南北町奉行所や三か所あった町年寄の役宅に駆けつけて、重要書類を通び出す役目でした。これは沽券図の路上に書かれたような髪結床―出床の職人ではなく、内床（嘉永四年（一八五二）当時は江戸中に四四二か所）と呼ばれた普通の沽券地の内で借店をして営業していた髪結いの仕事でした。

このため髪結組合は「いろは組」で代表される町火消とは違う面で、「火事の町」江戸の一方の立役者でもありました。それはさておき髪結組合は江戸市中に四九組（天保十二年―一八四一―現在）あり、そのうち中央区内には小舟町・堺町・浜町・小網町・靈岸嶋・八町堀・日本橋東・同西・中橋東・同西・京橋東（二組）・同西（二組）・本石町上・同下・本町上・同下・室町組の十九組もありました。いかに現

在の中央区の範囲が「町人の町」だったかがわかる数字と割合でした。なお江戸の髪結床に関するまとまった基本史料として大日本近世史料『諸問屋再興調』九・十巻（東大史料編纂所編 東京大学出版会）があり、具体的な内床風景を描いたものに『浮世床』（式亭三馬著）があります。三馬は

『浮世風呂』の方が有名ですが、ともに彼が区内に居住していた時の作品です。折があればごらんになられることをおすすめします。

この外に前号で紹介しましたように火之見櫓・芥溜・雪隠などの公道上の施設がありますが、それらはここでは省略して、この「みち」シリーズを終わります。

◇道路「開通」す！

最後にこれまで見てきた公道上の都市施設が、徳川幕府の倒壊とともに急速に姿を消していった過程を見ることにします。なおいちいち中央の政情と対比させることを止め、できるだけ「年表風」に取り上げることになります。慶応四年（一八六八）二月二十四日 徳川家は俗称「江戸城三十六見附」の門衛を廃止しました。これで城廻り

と中央区・千代田区の江戸城の外郭の範囲は昼夜ともに、通行が自由になりました。

六月三日にはさきの佐久間長敬の立会いの中で町奉行所の組織と職員をそっくり引き継いだ市政裁判所が、市中对して自身番屋は経費節約のため、当分の間、「詰方」を免除し、おつて「場所滅、取払等」を申し付けるとい、木戸も「当分の間、一切切等ノ刻限相廃候間」および木戸番屋も「勝手次第に取払え」と指令しました。八月四日、京都政府は天皇の東京行幸を布告しました。

九月になると東京府は市中の「組々世話掛 名主共」に宛てて天皇入京に際しての注意事項を列挙し、とくに「一、自身番屋商番屋共多分ハ往還道式之内ニ取建有之、往来ノ狭メ、其上火災之節消防之妨ニモ相成候間、御臨幸以前早々取払可申候。尤自身番屋商番屋無之候テハ差支候場所ハ、沽券地之内へ引移候様（後略）」と指令しています。

さらに九月十八日ついで天皇の江戸城までの道筋について「品川宿ヨリ大通新橋京橋南伝馬町三丁目、左へ疊町五郎兵衛町鍛冶橋御門馬場先御門西城大手御門 右之通御治定相成候条、爲御心得御

達申入候也」と鎮将府辨事から東京府判事宛に通知が行われています。

ですから少なくともこの道筋から江戸の公道上の施設が、姿を消していきます。やがて全市に及んだものといえましょう。このように公道から「関所」がなくなつて東京は新しい途を歩みだしたのでした。

— 東京を語る会のお知らせ —

第 69 回東京を語る会を、次のように開催いたします。

『東京の水辺空間』

— 比較都市の視点から —

講師 陣内 秀信 氏

日時 平成 5 年 11 月 13 日（土）

午後 2 時 ~ 3 時 30 分

会場 中央区立京橋図書館 鑑賞室

講師の内陣先生は、イタリア建築・都市史が専門で、著書には『東京の空間人類学』『ヴェネツィア―水上の迷宮都市』等があります。多数のご参加をお待ちしております。